

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

令和5年10月16日

物流・自動車局

I. 目的

「令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」に基づき、輸送機関等に物流が集中する年末年始に臨むにあたり、一般自動車ターミナル（トラックターミナル）及び貨物利用運送事業者について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送の安全等に対する意識の高揚、並びにテロ対策、新型インフルエンザ等感染症対策の着実な実施を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施する。

II. 期間

令和5年12月10日（日）～令和6年1月10日（水）

III. 自動車ターミナル事業

1. 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- (1) 安全管理（特に利用者等の健康状態、過労状態の確実な把握、利用者等に対する指導監督体制）の実施状況
- (2) 自然災害、事故等発生時の利用者等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (3) テロ防止のための警戒体制の整備状況や利用者等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (4) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況の実施状況

2. 点検項目

トラックターミナルにおける点検項目は、以下のとおりとする。

- (1) 緊急時の整理・誘導等の安全確保の徹底
 - ① 緊急時（テロ発生時を除く。）における整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状況
 - ② 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況
 - ③ 防災体制の整備等の状況
 - ④ 気象情報の収集・伝達体制の整備状況
 - ⑤ 自然災害等発生時におけるターミナル構内の利用者等の安全を確保
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況や利用者等の安心確保のための取

組、テロ発生時における整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を想定した訓練の実施状況

- (3) 保安設備及び緊急時に必要な諸施設の点検整備
 - ① 道路の出口付近における安全確認のための設備等の整備状況
 - ② ターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況
 - ③ ターミナル構内の歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況
 - ④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況
- (4) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の状況
- (5) 過労運転、飲酒運転、居眠り運転の防止に関する措置状況
- (6) 火災、衝突その他の事故等（自動車ターミナル法施行規則第16条及び第17条）が発生した場合の措置状況
- (7) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況
 - ① 職場内における手洗い・うがいの励行状況
 - ② 新型インフルエンザ対策マニュアルの策定状況
 - ③ 事業継続計画の策定状況

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、実施計画に基づき、各地方運輸局の所管内の実情を勘案して実施細目を定めるものとする。

(2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び上記3の点検項目を示し、総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。

- ① 総点検は、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。
- ② 重点点検事項とされた点検項目については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- ④ 総点検の結果を、所管地方運輸局長あて報告すること。（また、報告の際には、今般の総点検実施に対する事業者幹部の取組状況についても併せて記載すること。）

(3) 地方運輸局による事業者における点検実施状況の点検

- ① 各地方運輸局による実施状況点検のための立入検査については、重点点検事項を踏まえ、徹底した点検を行うものとする。
- ② 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検

実施状況を把握するものとする。

- ③ 上記3. の点検項目に係る点検実施状況を最低限点検するとともに、対象事業者の特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

(4) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省物流・自動車局貨物流通事業課は、必要に応じ各地方運輸局と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は上記3. (3) ②及び③と同様とする。

(5) 本省及び地方運輸局における自己点検

本省物流・自動車局貨物流通事業課においては、自ら、安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、必要に応じて各地方運輸局における点検について指導するものとする。

4. 本省への報告

各地方運輸局は、所管事業者からの報告をまとめ、総点検期間中における事故等の発生状況、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見並びに安全総点検の実施方法に関する所見等について、令和6年2月16日(金)までに本省あて報告するものとする(期限厳守)。なお、報告の様式は別添「点検実施結果報告(一般トラックターミナル関係)」(様式3)のとおりとし、本省物流・自動車局のターミナル担当に対してはトラックターミナル関係のみを報告し、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対しては他モードと併せて報告するものとする。

5. その他

地方運輸局、各事業者等は、総点検において行った点検の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

IV. 貨物利用運送事業

1. 点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に留意する。

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2. 点検項目

点検項目については、別紙1のとおりとする。

3. 事業者自主点検

- (1) 貨物利用運送事業者は、「自主点検表（貨物利用運送事業）」（様式1）（以下「自主点検表」という。）に基づき、危険物輸送を管理するための体制等の自主点検を行う。
- (2) 自主点検表の貨物利用運送事業者への送付は、公益社団法人全国通運連盟、一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会、一般社団法人航空貨物運送協会及び日本内航運送取扱業海運組合を通じて行う。
- (3) 自主点検表の貨物利用運送事業者からの回収は、点検を実施した事業者の本社所在地を管轄する各地方運輸局等が行う。

4. 立入点検

- (1) 各地方運輸局等は、安全総点検の実施期間中に貨物利用運送事業法に基づく監査を実施する事業者について、併せて立入点検を実施するものとする。
- (2) 立入点検実施者は、立入点検の実施にあたっては、事前に、当該点検の対象事業者に対して、立入点検の内容、自主点検の事前実施依頼及び立入点検時に提示させる書類について通知するものとする。
- (3) 立入点検は、「立入点検表（貨物利用運送事業）」（様式2）（以下「立入点検表」という。）に基づき、事業者が実施した自主点検の結果について点検事業者の責任者から聞き取りを行うとともに、提示書類の確認及び立入現場の確認を行い、その結果を立入点検表に記録して行う。

なお、立入点検の結果不備のあった事業者に対して不備事項の改善を指導し、改善の完了予定年月日を責任者に確認の上、立入点検表へ記載する。

5. 報告

各地方運輸局等は、事業者による自主点検の結果及び立入点検の結果を「点検実施結果報告書（貨物利用運送事業）」（様式3）にまとめ、令和6年2月16日（金）までに、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し報告するとともに、物流・自動車局貨物流通事業課の貨物利用運送事業担当に対して報告するものとする（期限厳守）。

点検項目（貨物利用運送事業）

点 検 事 項	点 検 項 目
1. 危険物輸送を管理するための体制整備状況 (1) 法令等により遵守すべき事項 ① 品名確認の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送状の品名欄において品名が適切に記載されているか ・ 品名が不明な場合において荷主に対し品名について問い合わせることが徹底されているか ・ 輸送が禁止・制限されている貨物が不適切に輸送されていないか ・ 輸送に係る危険品申告等の手続きがとられているか
② 荷送人の貨物の荷造りの確認状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷送人が行う危険品等の荷造りに当たって、適切に行われるよう荷送人に確認等を行っているか ・ 適切な荷造りが行われるための措置を講じているか
③ 貨物の荷造り仕分け等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物利用運送事業者自らの行う荷造りに際し、適切な荷造りを行うための措置を講じているか ・ 危険品の仕分け等を適切に実施し、輸送が禁止・制限されている貨物を仕分け時において確実に仕分けを行っているか
(2) 自社等ルールにより遵守すべき事項 ① 確実かつ適切に業務を遂行するための手順等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社等のルールに定められた業務処理手順、例えば、貨物の到着確認、所在の確認、委託先事業者への情報伝達等を確実にしているか
② 危険品等の取扱に関する手順等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の確認に当たり、特に、危険品に係るラベリング・マーキング・表示、実運送事業者への危険品である旨の通知等を着実に行っているか ・ 危険品荷主リスト、危険品チェックリストの活用等により確実に危険品の確認が実施されているか
③ 爆発物・危険物等に従事する者への教育訓練の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発物・危険物等に従事する者への教育訓練の内容、頻度及びその習熟度の確認を行っているか

<p>④ 自主監査の実行状況、事故の報告体制の整備の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「法令遵守状況チェックシート」(平成 21 年 6 月 24 日付国政参復第 66 号通達参照)の活用等により法令遵守状況を確認しているか ・事故時の連絡通報体制が整備され周知徹底されているか
<p>2. テロ防止のための警戒体制の整備状況及びテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所、車庫内外等の巡回が徹底して実施されているか ・不審者情報の入手及び不審な貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか ・テロ発生時における通報、連絡、指示体制が組織的に確立されているか
<p>3. 新型インフルエンザ等感染症対策等の実施状況 (1)職場内における新型インフルエンザ等感染防止対策の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内における手洗い・うがい、マスクの着用及び消毒用アルコールを使用した手指消毒等の感染予防策を講じているか ・対策に必要な物資を備蓄しているか
<p>(2)新型インフルエンザ等対応マニュアルの策定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対応マニュアルが策定されているか
<p>(3)新型インフルエンザ等発生時に備えた事業継続計画の策定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症の発生時に備え、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の事業継続計画が策定されているか
<p>(4) 新型インフルエンザ等感染症対策の周知・徹底状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の 3. (1)～(3)について職場内で周知・徹底されているか